埼玉FC通信

平成 24 年 2 月 15 日発行

平成23年度総会・技術研修会開催される

平成23年6月8日(水)午後、さいたま市の埼玉会館において、平成23年度通常総会が開催されました。

当日は、27名の会員の出席を得て、村田佳久会長を議長として総会が進められました。

● 総会・研修会前の会長挨拶

埼玉県フロン回収・処理推進協議会の平成23年度 通常総会及び技術研修会の開会にあたりまして、一言 御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃より当協議会の活動につきまして、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

また、3月11日に発生した東日本大震災において、 多くの方々の尊い命が奪われ、甚大な被害が生じまし たことに、心より哀悼の意を表し、被災された方々にお 見舞いを申し上げたいと存じます。



会長 村田佳久

大震災により、フロンガスボンベが紛失し、また、流通在庫が増加していることにより、一部で必要とする地域へのフロンガスの流通に支障をきたしていると伺っております。

フロンガスを取り扱う事業者の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、フロンガスボンベの 過剰な在庫を保有しないよう御協力お願いします。

さて、フロン類の大気中への放出源として、最近では、使用中の機器からの放出が問題視されて おります。当協議会の会員には機器の使用者の方も多いのですが、定期的な点検などの適切な管 理により、フロン類の放出を未然に防ぐようにお願いいたします。

総会のあとに予定しております技術研修会では、「フロン類等対策の現状と課題及び今後の方向性について」と題して、環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室オゾン層係長高橋亮介(たかはしりょうすけ)様から御講演いただきます。

フロン類に関する問題への対策は現在進行形で進んでおります。会員の皆様方につきましても、 この機会にフロン類の現状や今後の対策について、御理解を賜りたいと思います。

結びに、御参会の皆様の御健勝と当協議会の発展を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

● 議 事

1 報告事項

平成23年4月の人事異動による役員の変更について報告がありました。 新役員は次のとおりです。 副 会 長 加藤 博(埼玉県電機商業組合理事長)

常務理事 土屋 雅子(埼玉県環境部大気環境課長)

監 事 浜田 昭一(一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会事務局長)

2 審議事項

- (1) 平成22年度事業報告及び収支決算に関する件 平成22年度の事業実績と収支決算(収入915, 375円、支出365, 347円、差引額550, 028円を平成23年度に繰越)が承認されました。
- (2) 平成23年度事業計画及び予算に関する件 平成23年度は総会の開催、普及啓発物品や 会報の作成などの事業を実施し、予算額を820, 100円とすることが承認されました。

■ 技術研修会

総会終了後、環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室オゾン層係長髙橋亮介氏をお招きし、「フロン類等対策の現状と課題及び今後の方向性について」と題して、国のフロン対策についての取り組みなどについて御講演をいただきました。

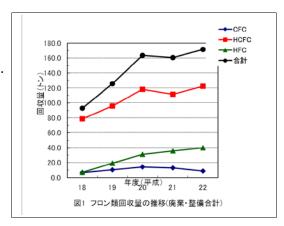


講師:環境省地球環境局地球温暖化 対策課フロン等対策推進室 高橋亮介 オゾン層係長

平成22年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成22年度のフロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収状況がまとまりました。回収量は171.7トンであり、平成21年度と比較して約6.8%の増加となりました。

特に廃棄時の回収量は平成21年度の98.7 トンから110.1トンへと、約11.6%もの大幅な増加となりました。この要因としては、全国的にビル解体等大口工事が増加(全国の建築物の



除却実績は床面積で前年度比 12%増)したことが影響したのではないかと考えられます。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
廃棄時回収量	92. 8	97. 2	103. 3	98. 7	110. 1
整備時回収量		28. 8*	60. 5	62. 0	61. 6
合計	92. 8	126. 0	163. 8	160. 7	171. 7

* H19.10~H20.3の半年間が対象

(単位:トン)

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成22年度事業として平成23年3月にフロン回収の 普及啓発物品としてマグネットシートを作成しました。業界団体に配布し、社用車等への貼り付けを 依頼しました。



行程管理票の様式変更

フロン回収を行うときに使用される行程管理票は、一般社団法人フロン回収推進産業協議会 (INFREP)が作成・販売しているものが広く使われています。

その行程管理票が、制度導入から約5 年経過したこともあり、INFREPにより様式 が全面的に変更されました。

変更点として、記入項目の整理だけではなく、使用している言葉について、「第一種特定製品廃棄等実施者」「第一種フロン類引渡受託者」といった法令用語が聞き慣れていないという意見が多かったため、「機器の所有者」「取次者」というように平易なものに置き換えられています。

INFREPでは、平成24年1月から新様式を販売しているとのことです。ただし、従来の物も引き続き使用できるため、在庫をお持ちの方も問題ありません。

そのため、平成24年の間は新旧様式が 混在することになると思いますので、御使 用の際は御注意ください。



フロン類の排出抑制についての国の動向

フロン回収破壊法は平成19年10月1日の大幅改正施行後、5年経過した場合において、法の 規定を再検討し、必要な措置を講ずることになっています。法施行後5年経過する平成24年に向け て、環境省及び経済産業省では更なるフロン対策について、検討を進めています。

平成23年7月19日に中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(環境省)産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会(経産省)合同会議が開催され、フロン対策について話し合われました。

その会議では

- ・ 使用時排出の抑制・廃棄時回収の促進として、機器の所在把握、定期点検の実施等について実 証モデル試行を実施中。その成果を踏まえ冷媒管理体制構築を検討する。
- ・ 冷媒代替の促進のため、研究開発プロジェクトを実施。CO2 冷媒の冷凍冷蔵ショーケースについて、技術実証支援を行い、本格的普及を目指す。
- ・規制的手法だけでは限界があるため、デポジットやフロン税などの経済的手法の導入を検討する。

などが提示されました。

指定された冷媒以外を使用しない

冷凍空調機器に、指定された冷媒以外の冷媒を使用する例が報告されています。

冷凍空調機器は、その機器に封入する冷媒が指定されています。指定された冷媒と異なる冷媒を 冷凍空調機器に封入すると、機械的不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確 保に重大な障害をもたらすおそれがあります。特に、プロパンなどハイドロカーボン(HC)系を成分と した冷媒は燃焼性があり、漏れ等が生じた際、火災や爆発など重大災害に至るおそれがあり大変危 険です。

封入冷媒は、機器付属の説明書あるいは機器本体の銘板等に記載されています。必ず指定された冷媒を封入してください。

また、指定以外の冷媒を使用した場合、高圧ガス保安法などの法令違反になる場合やフロン回収業者が冷媒を回収できなくなる場合があります。

この件につきましては社団法人日本冷凍空調工業会の HP

(http://www.jraia.or.jp/frameset_outlineindex6.html)を御参考ください。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当内)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.saitama.lg.jp/site/furon/furon-kyougikai.html